

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

評価対象者について、評価時の様子から下記の判定基準を参考に該当するものにチェックをする。
なお、まったく障害等を有しない者については、「自立」にチェックをする。

判定に際しては、「～することができる」といった「能力」の評価ではなく、「状態」特に「移動」に関する状態像に着目してください。

	ランク	生活の場の制限	身体状態の障害等	介護の状況・行動の例
生活自立	J1	独力で 外へ出られる	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	交通機関等を利用して外出する。 バス・電車等の公共の交通機関を利用して積極的に、また、かなり遠くまで外出できる。
	J2			隣近所へなら外出する。 隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら一人で外出できる。
準寝たきり	A1	家の中で生活 house-bound	食事・排泄・着替えに関しては概ね自分で行い、近所に外出する時は介護者の援助を必要とする。	介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 寝たり起きたりはしているものの、食事・排泄・着替え時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する。
	A2			外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。 日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない。
寝たきり	B1	室内での移動は 車いすでの生活 chair-bound	座位を保ち、一日の大半をベッドの上で過ごす、食事・排泄・着替えのいずれかはベッドから離れる。	介助なしで車いすに移乗する。 食事・排泄はベッドから離れて行う。座位保持は自力で行う。
	B2			介助のもと車いすに移乗する。 食事または排泄に関しても介護者の援助が必要。座位保持に介助が必要。
	C1	ベッド上での生活 bed-bound	一日中ベッドの上で過ごし、食事・排泄・着替えのいずれにおいても介護者の援助が全面的に必要。	自力で寝返りできる。
	C2			自力では寝返りできない。

判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状況であっても差し支えない。